

寄 附 行 為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人鳥取県労働者福祉協議会という。

(事 務 所)

第2条 この法人は、事務所を鳥取県鳥取市天神町30番地5に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、鳥取県内の労働者及びその家族並びに一般県民の福祉厚生を増進を図り、健康にして文化的な生活を営むことができる環境づくりを促進することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 鳥取県労働会館の管理運営
- (2) 労働者等の福祉に関する調査研究
- (3) 労働者等の福祉活動に関する啓発指導
- (4) 労働者福祉に関する講習会等の開催
- (5) 労働者等のための文化・体育事業の実施
- (6) 労働者等のための生活相談
- (7) 労働者及び労働団体等の国際交流事業
- (8) 不安定労働者、高齢者、失業家庭、母子家庭、罹災家庭等の救済援助に係る事業に関する調査研究
- (9) 未組織労働者の生活資金借入援助事業
- (10) 無料職業紹介事業
- (11) 交通遺児への奨励金給付及び福祉施設への寄附並びに当該事業を実施するための募金活動の推進
- (12) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産。
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 資産は、基本財産、労働者福祉基金（第4条第7号から第9号に掲げる事業（以下「福祉基金事業」という。）の運営のための基金をいう。以下同じ。）及び運用財産の3種とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産。
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産。
 - (3) 理事会が運用財産から基本財産への繰入れを決定した財産。
- 3 労働者福祉基金は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 労働者福祉基金とすることを指定して寄附された財産。
 - (2) 理事会で労働者福祉基金に繰り入れることを議決した財産。
- 4 運用財産は、基本財産及び労働者福祉基金以外の財産とする。

(基本財産等の処分の制限)

第7条 基本財産及び労働者福祉基金は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむをえない理由があるときは、理事会及び評議員会において、それぞれ構成員の4分の3以上の同意を得、かつ、鳥取県知事の承認を得て、これを処分し、又は担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決により決める。

- 2 基本財産及び労働者福祉基金のうち、現金は中国労働金庫に預け入れ、保管するものとする。ただし、理事会の議決を得たときは、郵便官署もしくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券にかえて保管することができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始前に、理事会の議決により定める。ただし、事業年度中途に理事会の議決により変更することを妨げない。

2 前項の決定又は変更の議決は、評議員会の承認を受けなければ効力を生じない。

(暫定予算)

第10条の2 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により事業年度開始前にその事業年度の収支予算が成立しない場合において、理事会が必要と認めたときは、理事長は、当該収支予算が成立するまでの間に限り、前事業年度の収支予算の範囲内で収入及び支出をすることができる。

2 前項の規定による収入及び支出は、その事業年度の収支予算が成立したときは、これに基づくものとみなす。

(事業報告及び収支決算)

第11条 理事長は、この法人の事業報告及び収支決算について、毎事業年度終了後2ヶ月以内に、その事業年度末の財産目録、貸借対照表及び収支計算書とともに、監事の監査を経て、理事会の認定及び評議員会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第11条の2 この法人の借入金（その事業年度の収入をもって償還する借入金を除く。）については、理事会の決定に基づき、評議員会の承認を受けた上で、主務官庁の承認を受けなければ、借り入れることができない。

2 前項の理事会の決定及び評議員会の承認は、それぞれ理事及び評議員の現在数の3分の2以上の議決により行う。

(事業年度)

第12条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第3章 役員

(種別及び選任)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事10人以上15人以内(理事長、副理事長、専務理事及び常務理事を含む。)

(2) 監事 2人

- 2 理事及び監事は、評議員会において選任する。
- 3 理事は、互選により、理事長1人、副理事長2人並びに専務理事及び常務理事各1人を定める。
- 4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(職 務)

第14条 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、会務を統括する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、会務を処理する。
- 5 常務理事は、理事長、副理事長及び専務理事を補佐して、会務の執行を分担し、専務理事に事故あるとき、又は専務理事が欠けたときは、その職務を代行する。
- 6 監事は、次の業務を行う。
 - (1) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務の執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会若しくは評議員会又は鳥取県知事に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、理事会若しくは評議員会の招集を要求し、又はこれらを召集すること。

(任 期)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第16条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったとき又は心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるときは、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、かつ、評議員会の承認を得て解任することができる。

(報 酬 等)

第16条の2 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

- 2 役員には、職務の執行に要した費用を弁償することができる。
- 3 役員の報酬及び費用弁償に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

第4章 理事会

(構成)

第17条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第18条 理事会は、この寄附行為に別に規定するもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(種類及び開催)

第18条の2 理事会は、次の2種類とし、それぞれに定めるときに開催する。

- (1) 通常理事会 毎年3月及び5月
- (2) 臨時理事会 次のいずれかに該当するとき
 - ア 理事長が必要と認めたとき。
 - イ 現在数の3分の1以上の理事から、開催の目的を記載した書面により、招集の要求があったとき。
 - ウ 第14条6項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は、監事が招集したとき。

(招集)

第19条 理事会は、第14条6項第4号の規定により監事が招集する場合以外は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号イ又はウの請求があったときは、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、開催の日の7日前までに、その日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、理事に理事会の開催を通知しなければならない。

(議長)

第20条 理事会の議長は、理事長（第14条6項第4号の規定により監事が招集した場合にあっては、監事）がこれに当たる。

(定 足 数)

第21条 理事会は、現在数の3分の2以上の理事の出席がなければ、開催することができない。

(議 決)

第22条 理事会の議決は、この寄附行為で別に規定するもの以外については、出席した理事の過半数により行う。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決等)

第23条 やむを得ない理由のため理事会に出席することができない理事は、あらかじめ通知された審議事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合において、その理事は出席したものとみなす。

(議 事 録)

第24条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 理事の現在数、出席した理事の数及び氏名並びに書面をもって表決し又は表決を委任した理事にあつてはその旨。

(3) 会議に出席した理事の数及び氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）

(4) 審議事項及び議決事項

(5) 議事の経過及び発言の概要

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び理事会において選任された議事録署名人2人以上が議長とともに署名及び押印しなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(設 置)

第25条 この法人に、評議員会を置く。

(構 成)

第26条 評議員会は、評議員40人以内で構成する。

(評 議 員)

第27条 評議員は、労働組合及び労働福祉事業団体の構成員並びに学識経験を有するもの
うちから、理事会の決議を経て理事長が委嘱する。

2 評議員は、役員を兼ねることができない。

3 第15条及び第16条の規定は、評議員について準用する。

(権 能)

第28条 評議員会は、この寄附行為に別に規定するもののほか、理事会から付議された事項
を決議する。

(種類及び開催)

第28条の2 評議員会は、次の2種とし、それぞれに定めるときに開催する。

(1) 通常評議員会 毎年3月及び5月

(2) 臨時評議員会 次のいずれかに該当するとき。

ア 理事長が必要と認めたとき。

イ 現在数の3分の1以上の評議員から、開催の目的を記載した書面に
より、召集の請求があったとき。

ウ 第14条6項第4号の規定により、監事から召集の請求があったと
き、又は監事が召集したとき。

(議 長)

第29条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(準 用)

第30条 第19条及び第21条から第24条までの規定は、評議員会について準用する。

この場合において、これらの規定中、「理事」とあるのは「評議員」と読み替える
ものとする。

第6章 支 部

(設 置 等)

第31条 この法人の支部を鳥取市、倉吉市、米子市に置く。

2 支部の名称及び区域は、理事会の決議を経て別に定める。

(支部役員)

第32条 支部に、支部長その他必要な役員を置く。

(その他)

第33条 前2条に定めるもののほか、支部に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第7章 事務局

(設置等)

第34条 この法人の業務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局に、事務局長その他必要な職員を置く。

3 職員の任免は、理事長が行う。

(書類の備え付け)

第34条の2 事務所には、常に次の書類を備えておかなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員、評議員及び職員の名簿及び履歴書
- (3) 行政庁の許可、許可等に関する書類
- (4) 登記に関する書類
- (5) 理事会及び評議員会の議事録
- (6) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他必要な書類

第8章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第35条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ構成員の4分の3以上の同意を得、主務官庁の認可を得なければ変更することが出来ない。

(解散及び残余財産の処分)

第36条 この法人は、民法（明治29年法律第89号）第68条第1項2号から第4号まで

の規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ構成員の4分の3以上の同意を得、主務官庁の許可があったとき解散する。

- 2 解散のときに存する残余財産は、理事会及び評議員会においてそれぞれ構成員の4分の3以上の決議を経、主務官庁の許可を得て、この法人と類似の目的をもつ団体に寄附するものとする。

第9章 雑 則

(委 任)

- 第37条 この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、民法第34条の規定による鳥取県知事の許可のあった日から施行する。
- 2 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第10条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 3 この法人の設立当初の事業年度は、第14条の規定にかかわらずこの寄附行為の施行の日から昭和55年3月31日までとする
- 4 この法人の設立当初の役員は、第13条第2項及び第3項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、昭和55年3月31日までとする。

附 則(住所変更)

この寄附行為の変更は、鳥取県知事の許可のあった日から施行する。(平成13年2月20日許可)

附 則(事業変更)

この寄附行為の変更は、鳥取県知事の許可のあった日から施行する。(平成13年11月8日許可)

附 則(事業変更)

この寄附行為の変更は、鳥取県知事の許可のあった日から施行する。(平成15年4月11日許可)

附 則(事業変更)

この寄附行為の変更は、鳥取県知事の許可のあった日から施行する。(平成19年5月17日許可)